

いきいき 介護広場



第37号
2012 March
平成24年3月15日

平成24年2月17日、坂井市の三国社会福祉センターにおいて、介護者を抱える家族の方や介護に関心のある方を対象とした、「楽楽介護塾」（坂井市社会福祉協議会主催）が開催されました。

「知っておきたい介護技術の基礎」と題したこの教室では、ベッドに臥床している方をスムーズに起こして車いすへ移乗させる方法などを学びました。

参加した20名の方は、講師の先生の話をも熱心にメモを取りながら聞いておられました。



主な内容

- 第5期介護保険料基準額決定…………… 1～2
- 介護保険制度を持続可能なものとするために…………… 3～4
- 平成24年度当初予算…………… 5
- 第40回広域連合議会定例会…………… 6
- 広域連合 News…………… 7



65歳以上の方の介護保険料の

基準月額が5,400円になりました

『第5期介護保険事業計画』が策定されました。

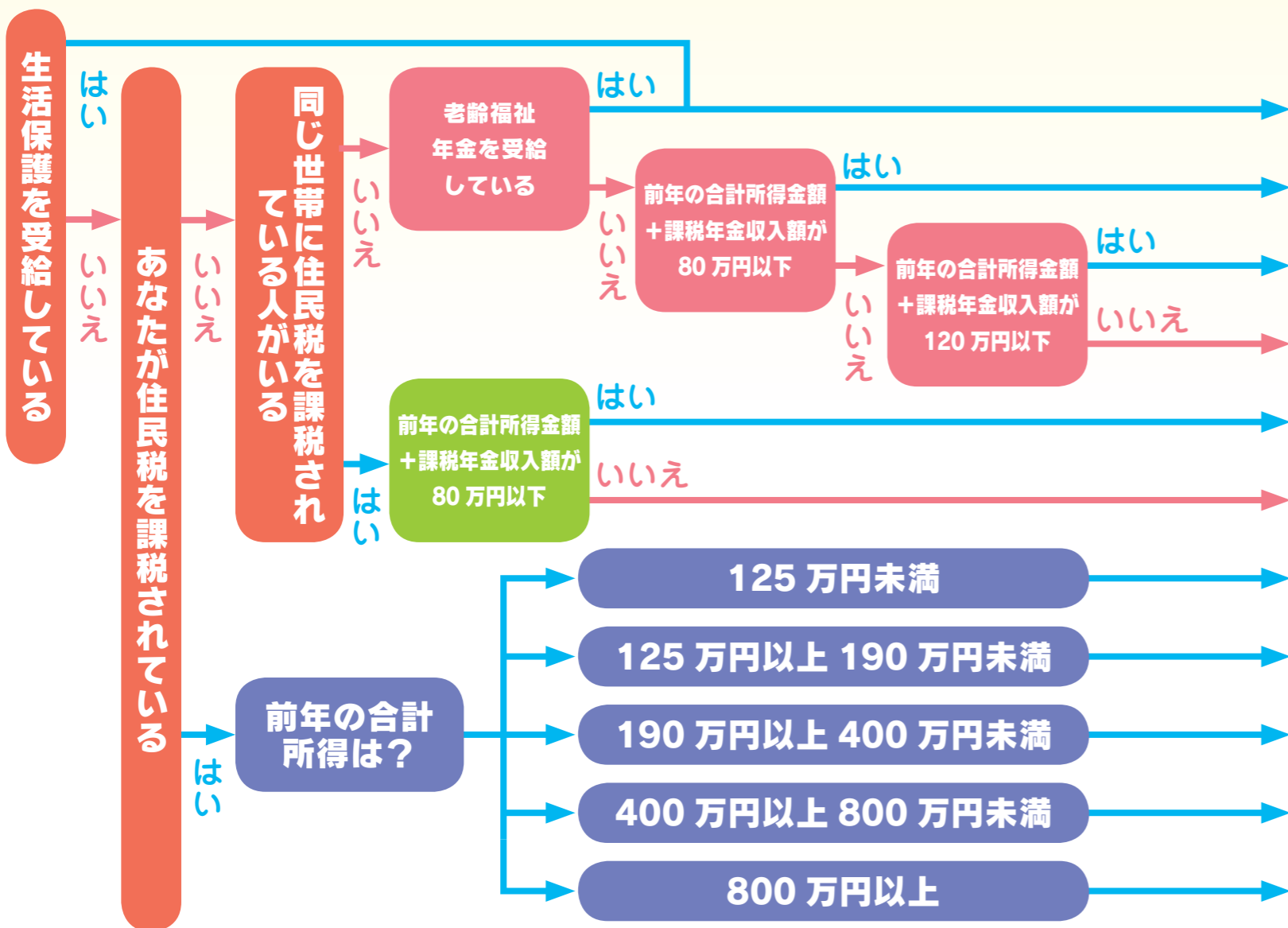
平成24年度から26年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準月額が5,400円に決定しました。

介護保険事業計画は、地域における要介護者等の現状を踏まえて、平成24年～26年の介護保険給付サービスの見込み量や地域支援事業、保険料が適当かどうかなどを審議し、3年ごとに見直しが行われます。

平成24年4月からは新しい事業計画に沿って介護保険事業が運営されます。

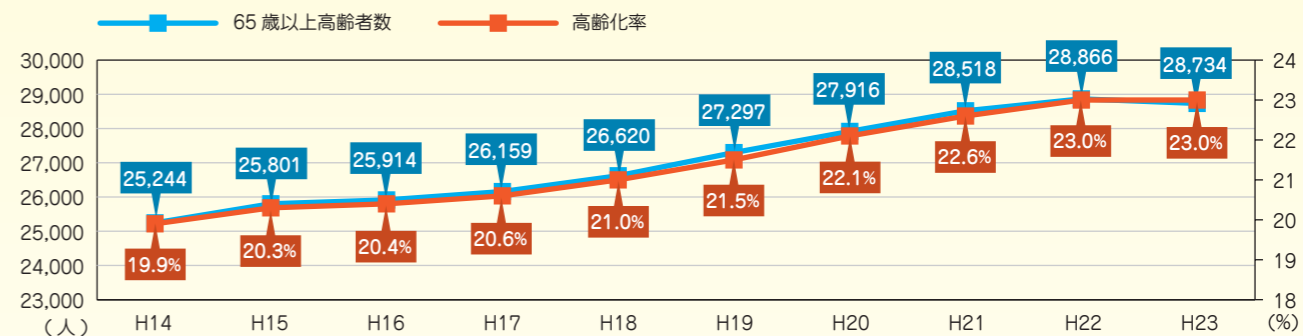
あなたの保険料を確認しておきましょう

65歳以上の人の保険料は、介護サービスに係る費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。



※高齢福祉年金・・・明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

高齢者数の推移 この10年間で高齢者数は3,490人、高齢者率は3.1%増加しています。



第1号被保険者の区分及び保険料率

所得段階	対象者	月額保険料	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税者	2,700円 基準額×0.50	32,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって「合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年」を満たす人	2,700円 基準額×0.50	32,400円
第3段階 ※新設	世帯全員が市民税非課税者であって第2段階に該当せず、「合計所得金額+課税年金収入額≤120万円/年」を満たす人	3,780円 基準額×0.70	45,360円
第4段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	4,050円 基準額×0.75	48,600円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年」を満たす人	4,860円 基準額×0.90	58,320円
第6段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	5,400円 基準額	64,800円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の人	6,480円 基準額×1.20	77,760円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	6,750円 基準額×1.25	81,000円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	8,100円 基準額×1.50	97,200円
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	9,450円 基準額×1.75	113,400円
第11段階 ※新設	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上の人	10,800円 基準額×2.00	129,600円

※合計所得金額・・・収入金額から必要経費に相当する金額（65歳以上の方の年金収入の場合は120万円）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

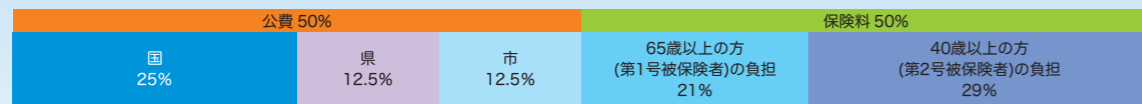
介護保険制度を持続可能なものとするために

第5期（平成24～26年度）介護保険料が月額5,400円（前期比1,300円増）になりました。介護保険は、介護を必要とする方を皆さんがお互いに支える制度で、広域連合が保険者となって運営しています。「保険料の決め方」「高くなる要因」「保険料の推移」について説明します。

① 介護保険料の決め方

● 介護保険の財源

介護保険の財源は、国・県・市による公費負担が50%、65歳以上（第1号被保険者）の負担が21%（平成23年度は20%）、40～64歳（第2号被保険者）の負担が29%（平成23年度は30%）という割合で、まかなわれます。65歳以上の方の保険料は広域連合が決定し、40歳から64歳の方の保険料は、加入している各医療保険者が決定します。



● 「65歳以上の第1号被保険者」保険料の算定方法

保険料は、介護保険法により次の計算式で算定します。

$$\text{保険料基準額 (月額)} = \frac{\text{介護保険給付にかかる費用 (利用者負担分を除く)}}{65 \text{ 歳以上の人数}} \times \frac{21\%}{12} \times 1$$

■この式から分かること
保険料は、分母の「保険料を負担する65歳以上の人数」と分子の「介護保険給付にかかる費用」の割合で決まってきます。

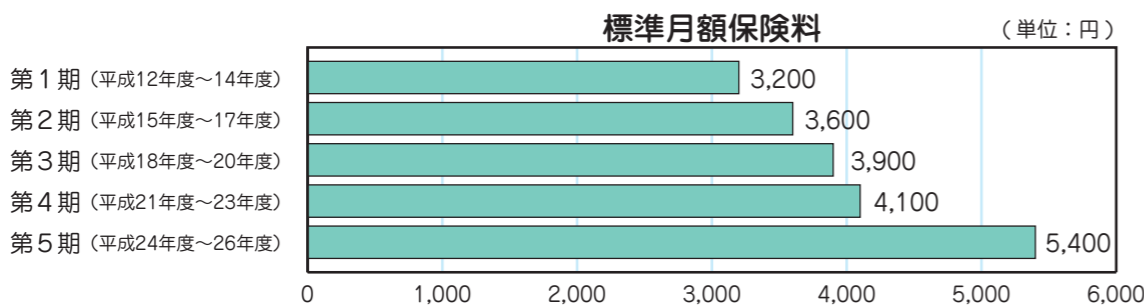
② 保険料が高くなる要因

● 高齢者1人当たりの給付費が県平均より多い

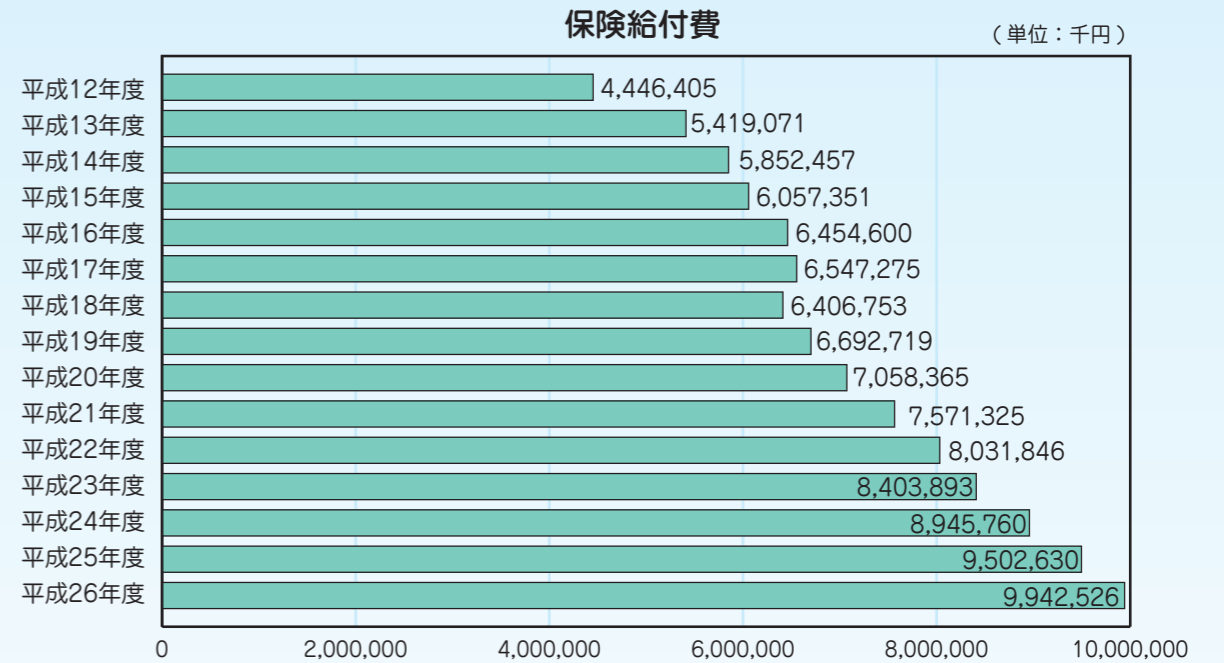
平成21年度での高齢者1人当たりの給付費は、249,552円で、県下で7番目（16保険者中）に多い額。介護サービスを必要とする高齢者が増加し、需要にこたえるため、給付費が多くなっています（県平均同給付費：248,303円）。

③ 介護保険料の推移

● 介護保険料



● 介護給付費



※平成23年度～26年度は見込み額

● 計画期の保険給付費

計画期	保険給付費	保険給付費増加額	保険給付費増加率
第1期 (H 12～H 14)	15,717,933	—	—
第2期 (H 15～H 17)	19,059,226	3,341,293	21.3%
第3期 (H 18～H 20)	20,157,837	1,098,611	5.8%
第4期 (H 21～H 23)	24,007,064	3,849,227	19.1%
第5期 (H 24～H 26)	28,390,916	4,383,852	18.3%

※第4期・第5期は見込み

●第4期の保険料の上昇が抑えられた要因は、約5億1,325万円の積立金を活用したことによります。

- 財政調整基金 約4億5千万円
※保険料の積立金
- 特例基金 6,325万円
※第4期保険料の値上げを抑えるために、国が交付した積立金

第4期は、積立金があって良かったわ！
実際より約600円も安かったのね！



第3期保険料
3,900円/月

約5億1,325万円の積立金の取り崩し

第4期保険料
4,100円/月

実際に必要な第4期保険料
4,717円/月 (平成22年4月)

第5期保険料の
値上げは避けられない

高齢になっても健やかで安心した生活を送るために

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしくいつまでも健やかで安心して暮らすことができるよう、今後も、介護保険サービスの需要にこたえていける給付費の確保に努めるとともに、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、保険料の抑制につなげていきます。

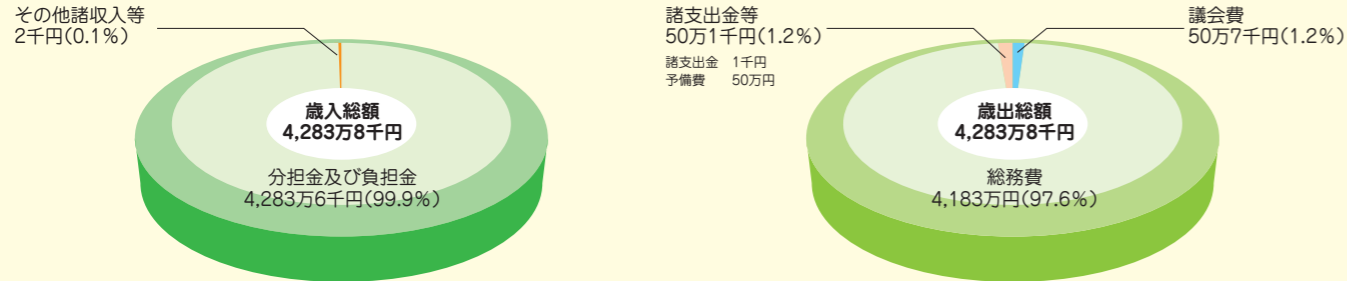
当初予算

平成24年度坂井地区介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算について、その概要をお知らせします。

一般会計

総額 **4,283万8,000円**

●一般会計は、広域連合の組織運営のための会計です。



歳入

構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が99.9%を占めています。

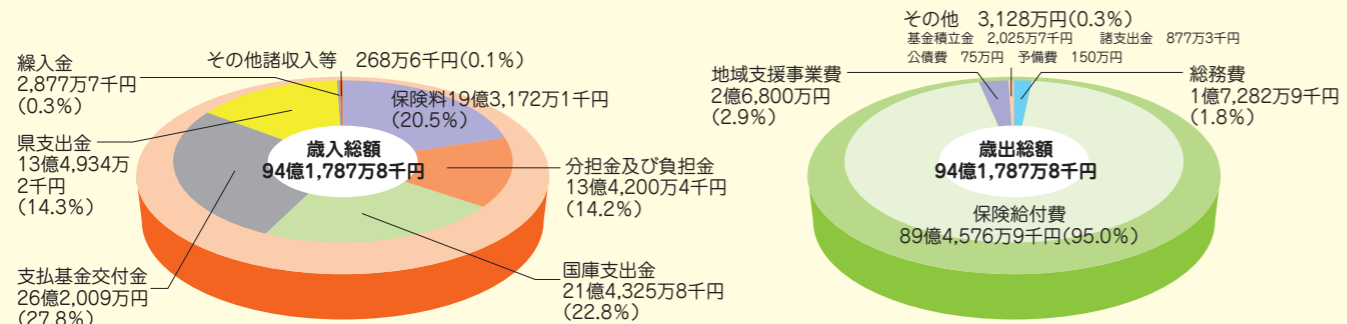
歳出

議会費50万7,000円（1.2%）、総務費4,183万円（97.6%）などです。
総務費の主な内容として、広域連合の運営に係る一般管理費3,623万7,000円、ネットワーク機器の維持管理等に係る情報管理費522万8,000円などを計上しました。

介護保険特別会計

総額 **94億1,787万8,000円**

●介護保険特別会計は、広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計です。



歳入

65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の20.5%、構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が14.2%、国庫支出金が22.8%、支払基金交付金（40歳以上65歳未満の方から納入される保険料）が27.8%、県支出金が14.3%、基金からの繰入金（保険給付費に充てる財政調整基金繰入金と低所得者利用者負担対策事業等に充てる介護福祉推進基金繰入金）が0.3%です。

歳出

総務費の内容としては、一般管理費1億1,189万3,000円、賦課徴収費1,368万5,000円、介護認定審査会費1,452万8,000円、認定調査費2,918万1,000円、趣旨普及費（広報誌作成費）131万1,000円を計上しました。
予算の大部分を占める保険給付費では、介護サービス等諸費として、居宅介護サービス給付費31億2,384万3,000円、地域密着型介護サービス給付費14億6,151万3,000円、施設介護サービス給付費33億2,116万5,000円等の総額89億4,576万9,000円を計上しています。これは、対前年比6.3%の伸び率（5億3,187万6,000円の増額）となっています。

第40回 広域連合議会定例会

第40回広域連合議会定例会が2月3日（金）にあわらし議場で開催され、平成24年度一般会計予算などの6議案が原案どおり認定、可決されました。

一般質問(要旨)

Q 畑野麻美子議員 「2012年介護報酬改定に伴う影響」について

- ① 特別養護老人ホームへの「中軽度者」の入所を困難にするのではないかと。
- ② 「相部屋入所」の報酬を減額し、「個室入所」を推進する今回の改定は、低所得者の生活を困窮するものではないかと。
- ③ 施設から自宅に移った方の割合やベッドの回転率の高い施設を評価する今回の改定は、入所者の早期退所を誘導するものではないかと。
- ④ 介護職員の労働条件を維持し、施設運営の充実化を図るため、実態調査をおこなうべきかと。

A 広域連合長

- ① 全国の施設では、要介護4および5の重度者の割合が年々増加している。このような現状から入所者の重度化に対応し、施設の重点化・機能強化等を図る観点から要介護度別の報酬設定がおこなわれたものであり、決して中軽者の入所の抑制を促すものではない。
- ② 要介護者の尊厳の保持と自立支援を図る観点から、入所者ひとり一人の意思と人格を尊重したケアをおこなうことが求められている中で、個室と多床室それぞれの形態に応じた報酬単価となるよう報酬水準の適正化が図られたものである。
- ③ 施設の中で「老人保健施設」は本来、要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設である。今回の改定は、在宅復帰支援型の施設としての機能を強化する観点からおこなわれたものであり、決して入所者の早期退所を促すものではない。
- ④ 実態調査については、介護サービス事業所への実地指導を2年から3年ごとに実施しており、施設の運営状況の把握に努めている。改善が必要ならば、県と連携を密にしながら適切に指導を行なっていく。

Q 畑野麻美子議員 「坂井地区在宅ケアネットの啓発活動」について

- ① 介護職員や施設への周知方法について
- ② 住民への周知方法について

A 広域連合長

- ① 介護職員については、坂井地区のケアマネジャー等の介護職員で作る「ケアマネ SAKAI」、施設については、坂井地区の介護保険事業者で作る「介護保険事業者ネットワークさかい」を通じて、周知に努めていきたい。
- ② 構成市である「あわら市」および「坂井市」において、それぞれ住民に対しての啓発内容や手法等を検討し、啓発をおこなっていく。また、当広域連合としても広報誌などを通して、啓発に努めていく。

Q 永井純一議員

- ① 「介護予防に対する予算確保および今後の施策について」
- ② 「低所得者を支えていく体制づくりについて」

A 広域連合長

- ① 介護予防は、大変重要な施策で、介護給付費抑制につながるものと認識している。平成24年度からは、新しく創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に伴い、要支援者および二次予防事業対象者に、栄養改善のための配食や安否確認など生活支援に資するサービスの提供が可能となる。また、現在実施中の「生活・介護支援サポーター事業」では在宅高齢者の生活支援をおこなっているが、平成24年度では対象者を施設に入所している高齢者にも拡充し、介護予防につなげていきたい。
- ② 平成24年度からの第5期事業計画では、低所得者への配慮として、介護保険料の保険料率を低く設定し、負担の軽減を図っている。また、従来から実施している各種の低所得者対策事業を引き続き実施し、低所得者の負担の軽減に努めていきたい。

Q 牧田孝男議員 「第5期事業計画のめざすべきところはどこか」

- ① 第4期事業計画との違いは何か。
- ② 保険料の標準月額が5,400円と前回と比べ1,300円の大幅な値上げとなった理由は何か。
- ③ 要介護1までの軽度者に対してさまざまな支援策が講じられてきたが、具体的な効果はあったのか。
- ④ 介護保険制度は、複雑であり難解である。ケーブルテレビに介護保険の番組を作ってはどうか。

A 広域連合長

- ① 居宅サービスの充実と地域包括ケア体制の充実が挙げられる。居宅サービスについては、新設された「24時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」の実施を第5期事業計画に定めている。また、地域包括ケア体制については、坂井地区医師会で作る「坂井地区在宅ケアネット」との連携を密にし、医療機関と介護サービス提供事業者相互の連携強化を図り、地域包括ケア体制の充実にも努めていく。
- ② 高齢者数の増加および介護保険給付費の増加により、今回の標準月額となった。この金額が今の状況での最低限の金額であり、今後はこの保険料に見合った介護保険事業を推進していきたい。
- ③ 軽度の認定者の更新時の判定を見る限りでは、軽度化が進んでいると推測される。今後も中重度の要介護者とならないための介護予防対策を構成市と連携しながら取り組んでいきたい。
- ④ 現在は、年3回の広報誌で議会での審議内容等をお知らせしている。ケーブルテレビの利用については今後の検討課題とさせていただきます。

4月から新しい広域連合が発足いたします！



平成24年4月より「坂井地区介護保険広域連合」は「坂井地区広域連合」に名称を変更します。

これは、あわら市と坂井市の共同処理を行なっている4組合等（右図参照）の事務を当広域連合に統合し、事務の合理化と経費の削減を図り、効率的な行政運営を行なうためです。

これにより新しく発足する「坂井地区広域連合」では、従来から行なわれている介護認定や介護給付に関する業務に加え、代官山斎苑・墓地の管理運営業務、し尿・浄化槽汚泥処理業務、水道用水供給事業の連絡調整などを行ないます。

新しくなる「坂井地区広域連合」の事務所は、現在地【(坂井市坂井町上兵庫 40-15 (NOSAI 福井 坂井支所2階)】と変更はありませんが、電話番号が次のとおりとなりますのでご注意ください。

**坂井地区
広域連合**

- 坂井地区介護保険広域連合
- 三国あわら斎苑組合
- 坂井地区環境衛生組合
- 坂井地区水道用水事務組合
- 坂井地区障害者介護給付費等の支給に関する審査会

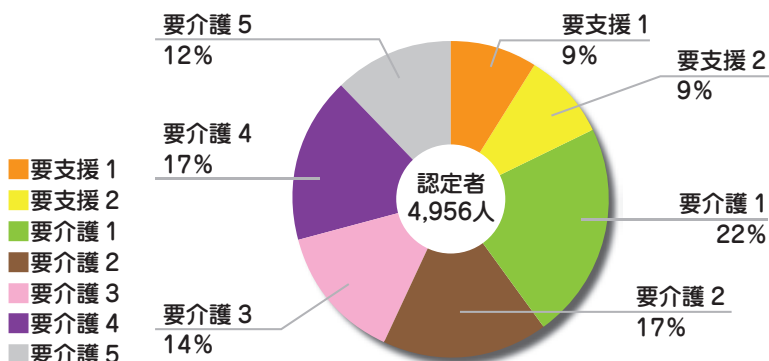
(旧) 坂井地区介護保険広域連合 TEL 72-3305 FAX 72-3306

(新) 坂井地区広域連合 TEL 72-3305 (代表) FAX 72-3306

- ◎総務課 TEL 91-3307(直通)
- ◎環境衛生課 代官山斎苑及びし尿処理に関すること TEL 91-3308(直通)
- ◎介護保険課 (介護給付係) 介護サービス及び保険料に関すること TEL 91-3309(直通)
- // (介護認定係) 要介護認定に関すること TEL 91-3310(直通)

要介護認定者数の状況

(平成24年1月末日現在)



	あわら市	坂井市	計
要支援1	142	302	444
要支援2	101	340	441
要介護1	309	836	1,145
要介護2	228	615	843
要介護3	198	481	679
要介護4	231	603	834
要介護5	164	418	582
計	1,373	3,595	4,968

(編集後記)

2012年は、新しい介護保険制度がスタートする年。「地域包括ケアシステム」実現に向けての取り組みが始まる年です。この「地域包括ケアシステム」は、高齢者の方が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できることを目的としています。当広域連合においても、この趣旨に基づいて、職員一同鋭意努力してまいります。

さて、私ごとですが、今回の広報をもって担当を離れることとなりました。担当だった3年間で計9回の広報を出させていただきまして。ご拝読いただきましたこと、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。(紀)